

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態
及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

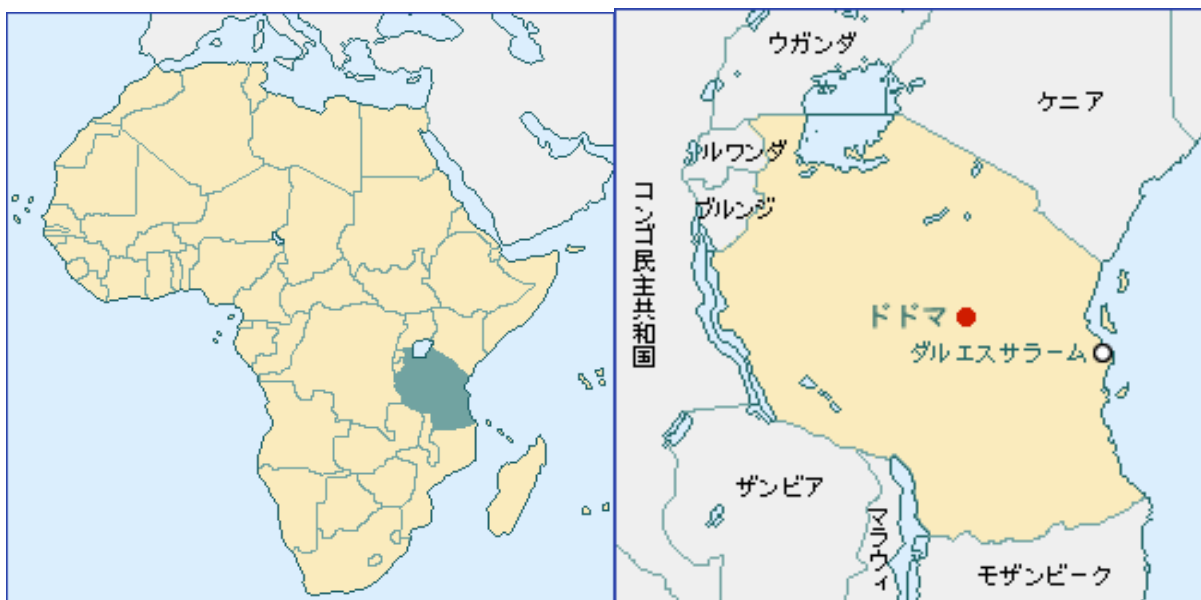
(6) タンザニア連合共和国 (United Republic of Tanzania (TZ)) ¹²⁴



人口：4714.3 万人¹²⁵

GDP：2 兆 8247 億円¹²⁶

公用語：スワヒリ語（国語）、英語（公用語）¹²⁷



地域	タンガニーカ (Tanganyika)		ザンジバル (Zanzibar)			
知財庁 上部組織	Ministry of Industry and Trade		Ministry of Justice and Constitutional's Affairs			
知財庁	Business Registrations and Licensing Agency (BRELA)		Registrar General's Office			
知財庁 Web サイト	http://www.brela-tz.org/index.php		なし			
知財庁長官	Mr. Esteriano Emmanuel Mahingila		Mr. Abdulla Wazir Ramadhan			
知財庁職員数 ¹²⁸ (2013 年)	職員数：10 名 (商標審査官：6 名、事務官：4 名)		職員数：6 名 (審査官：3 名、商標審判官：3 名)			
知財庁予算 (2012 年)	3 億 8812 万タンザニアシリング (約 2400 万円、1 タンザニアシリング=0.062 円)		上部組織の予算に組み込まれている			
現地知財庁への出 願数 ¹²⁹	年	2008	2009	2010	2011	2012
	特許・意匠	調査した範囲では、情報が得られなかった。				
	商標	調査した範囲では、情報が得られなかった。(2007 年の出願数は 555 件)				

¹²⁴ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用、地図含む)

¹²⁵ <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx>(2013/8/28)

¹²⁶ <http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/weoselgr.aspx> (2013/8/28)

¹²⁷ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_africa/data.html#section1(2014/1/10) (外務省 Web サイトより引用)

¹²⁸ ヒアリングによる

¹²⁹ http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/countries/za.html(2014/1/31)

(6-1) 一般経済事情

タンザニアの主要産業は、農業と、金を含む鉱業である。輸出品目は、金などの鉱物資源やコーヒーなどの農作物が中心である。主な輸出先は、スイス、中国、南アフリカであり、輸入元はインド、中国、南アフリカである。

(6-2) 政府及び団体の知財についての取組み及び知財に対する姿勢
情報が得られなかった。

(6-3) 知的財産権関連制度（知財庁）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

タンザニアは、タンガニーカ（大陸側）とザンジバル（島側）で法制度が異なり、それぞれに知財庁が存在する。以下はタンガニーカについて記載する。

ヒアリングによれば、タンガニーカの知財庁は、機能的な困難に直面しており、事務処理上問題を抱えている。

(6-4) 知的財産権関連制度（特許）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 審査

(i) 実体審査

<法律・規則・制度>

特許法第 27 条に規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、国内出願は、方式審査のみで登録になる。PCT 各国移行による出願については、国際調査報告に基づき実体審査を行う。また早期審査制度はない。

b) 異議・無効。

(i) 無効・取消 (Invalidation/Revocation)

<法律・規則・制度>

同第 63 条に規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、高等裁判所に特許の無効を申し立てることができる。

c) その他

(i) 裁判

<運用・実態>

ヒアリングによれば、特許についての裁判の先例がないようなので不明である。

(ii) 使用義務・強制実施権について

<法律・規則・制度>

同第 53 条などに規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによれば、強制実施権の制度はあり、発明を実施しなければ、強制実施権の

付与されるべき人にライセンスすることができる。ただしヒアリング先の事務所の知る限り、強制実施権が与えられたケースはないようである。

(6-5) 知的財産権関連制度（意匠）の運用実態上の課題・留意点・リスク等
 <法律・規則・制度>

タンガニーカでは意匠法がない。

<運用・実態>

タンガニーカでは意匠の登録はできない。意匠権の登録を行うには、ARIPOに意匠権を登録する必要がある。ただし、国内法でARIPOの意匠権の規定がないため、どの程度権利が有効であるかは疑問がある¹³⁰。

(6-6) 知的財産権関連制度（商標）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

a) 定義・登録要件

(i)新しい商標（動き、ホログラム、音など）の登録

<運用・実態>

ヒアリングによると、新しい商標（動き、音など）は、登録できない。

(ii)登録時の商標の使用の必要性

<法律・規則・制度>

商標法には規定が見当たらない。

<運用・実態>

登録時に商標の使用が要求される（使用主義）。商標の登録出願又は更新出願時に、使用宣誓書を提出しなければならない。商標を使用していなければ、商標の使用が妨げられた特別な状況を説明する陳述書を提出しなければならない¹³¹。使用証明に関して、商標又はサービス・マークの使用と同等であるものとみなされる。

(iii)周知・著名商標の保護

<法律・規則・制度>

商標法第 19 条に規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、周知商標については、同第 19 条により保護される。

b) 公開・公告

<運用・実態>

ヒアリングによると出願から約 6～9 か月で、書類で公開される。

c) 審査

¹³⁰ Practical Guide to Intellectual Property in Africa By Adams&Adams p.580

¹³¹ Manual for the Handling of Applications for Patents, Designs and Trademarks Throughout the World (日本語版 2011年12月追補版：AIPPI・JAPAN)

(i)実体審査

<法律・規則・制度>

同第 26 条に規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、出願商標は、登録前 (**Pre-granted**) に、類似商標もしくは識別力の有無について審査される。出願商標の使用によって法律違反・モラルに反する行為・詐欺・混乱などを生じる恐れのある場合や国旗・エンブレム・公的な紋章などと似ている場合には登録できない。拒絶査定の際に登録官は拒絶の理由を手紙で通知する。

d) 更新

(i)商標登録の更新

<法律・規則・制度>

同第 29 条に規定されている。

<運用・実態>

出願から 7 年目に更新する。以後 10 年ごとに更新する。更新には、所定の費用を払うだけでよい。ただし登録時と同様に更新のたびに使用宣誓書を提出しなければならない¹³²。

e) 異議・無効

(i)異議 (Opposition)

<法律・規則・制度>

同第 27 条に規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、**Pre-granted opposition** 制度を採用している。異議申立は **Trademark Journal** に掲載されてから 60 日以内にする必要があり、正当な理由があれば 90 日まで延長できる。また登録官の決定に対して、高等裁判所 (**The High court of Kenya**) に上訴することができる。高等裁判所の決定に不服ならば、上訴裁判所 (**the Court of appeal**) に上訴することができ、さらに不服ならば最高裁判所 (**the Supreme Court**) に上訴することができる。登録官が出願商標を登録したものの条件について出願人に不服な点があるなら、登録官の受領書の日付から 30 日以内に出願人の希望を提出する必要がある。もし登録官が出願商標を拒絶した場合は、登録官の受領書の日付から 90 日以内に反論を提出する必要がある。

(ii)不使用商標の取消

<法律・規則・制度>

同第 35 条に規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると、3 年間不使用の商標は、取り消し手続きを行ってから 1 か月以内

¹³² Manual for the Handling of Applications for Patents, Designs and Trademarks Throughout the World (日本語版 2011 年 12 月追補版: AIPPI・JAPAN)

で取り消すことができる。不使用取り消しは、商品ごと・役務ごと・クラスごとに取り消すことができる。取り消しの申し出は、登録局に行い、不服があれば高等裁判所、さらに不服があれば上訴裁判所に申し出ることができる。

(iii) 不使用以外の理由による商標の取消

<法律・規則・制度>

同第 36 条に規定されている。

<運用・実態>

ヒアリングによると不当に権利を侵害されたいかなる人も登録局もしくは裁判所に対して、以下のケースの場合に登録の抹消・登録の変更・登録の要請をすることができる。

- ・登録簿への記載もれ、追加もれ
- ・誤って登録簿に残った記載
- ・登録簿内の誤った記載や欠陥

出願人は、自分の主張をすべて陳述書に記載しなければならない。手続きは異議申し立てとほぼ同じである。登録局は、権利者から反対陳述書を提出していないという理由で、登録商標を修正もしくは削除してはならない。疑わしい場合は、いずれかの当事者が説明を登録局に求められる。

(6-7) 知的財産権関連制度（著作権）の運用実態上の課題・留意点・リスク等

<法律・規則・制度>

ヒアリングによると、著作権法第 5 条(2)(i)で応用美術は保護される。

<運用・実態>

ヒアリングによると、自動車部品等のデザインは、著作権で保護される。

(6-8) 裁判所・税関・警察等の体制及びエンフォースメント環境

模倣品対策に適用できる知財権は特許、商標、著作権、商品表示法（The Merchandise Marks Act, 1963）である。ただし模倣品を取り締まる決まった組織はなく、商品表示法（The Merchandise Marks Act, 1963）に基づき The Fair Competition Commission が行う取り締まり、もしくは裁判所からの命令によって差し止めが可能である。

The Fair Competition Commission へ申し立てを行うと、税関から模倣品の運送人が出る前に、The Fair Competition Commission は逮捕する権限がある。The Fair Competition Commission の動きは通常とても早く、1~2 日で逮捕することができる。

裁判所への差し止め費用は USD40,000~50,000 であり、12~18 か月で恒久的な差し止めをすることができる。一時的な差し止めとして、Mareva injunction¹³³とよばれる差し止めが 1~2 週間で可能である。

*Mareva injunction とは

Mareva injunction は、英国で使用される裁判所の命令の一種である。それは、原告の請求の決定が保留中、適切な状況において、被告の資産を凍結するように設計された差止

¹³³ [http://definitions.uslegal.com/m/mareva-injunction/\(2014/1/27\)](http://definitions.uslegal.com/m/mareva-injunction/(2014/1/27))

救済の一種である。Mareva injunction は、多くの場合、任意のその後の判決の執行を挫折させるために、原告の差し止め要求が出てすぐに被告の法廷外の資産を移すことを防ぐために使用される。差し止め命令は、1975年英国の Mareva Compania Naviera SA と International Bulkcarriers SA のケースにちなんで命名された。Mareva の差し止め命令は、また凍結差し止め命令を呼び出すことができる。

税関には模倣品を取り締まるための組織はなく、また訓練もされていないために、模倣品の取締は難しい。

エンフォースメントの問題点として、裁判所が侵害訴訟についての必要な経験が欠けている、The Fair Competition Commission のような取締機関が第三者の情報提供に依存して、自ら行動できないことである。

(6-9) 模倣品の状況、侵害品摘発実績

ヒアリングによると、タンザニアでは海岸線が長く、模倣品を取り締まることが物理的に困難である。またザンジバルの税関を通過した品物はチェックしておらず、ザンジバルから流入した模倣品による被害も報告されている。

(6-10) 権利取得手続及び訴訟手続等に要する時間的・金銭的成本

ヒアリングによると、知財庁に支払う費用は特許出願費用:USD36、登録費用:USD19、公開費用:USD25、特許維持年金は、2年目 USD215.05、3年目以降1年ごとに USD201.25 である。事務所に支払う特許出願手数料は、USD2,300、登録手数料は USD450 である。

またヒアリングによると、特許出願から登録まで約 36 か月かかる。また登録から通知までは約 3 か月である。商標も出願から登録まで約 36 か月かかる。しかし特許・商標とも様々な理由により、手続きが遅れる場合がある。さらに運が悪ければ手続きが滞る場合もある。

(6-11) ライセンス契約/海外送金等における規制

日本からのライセンス契約に関しては、経済産業大臣の許可が必要になる場合がある¹³⁴。また日本からの送金については、日本の外為法の規制に抵触しない限り送金は可能である。¹³⁵

(6-12) 出願件数推移

調査した範囲では、情報が得られなかった。

¹³⁴ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html> (2014/2/15)

¹³⁵ [https://www.jetro.go.jp/world/qa/t_basic/04A-011104\(2014/2/15\)](https://www.jetro.go.jp/world/qa/t_basic/04A-011104(2014/2/15))